

平成30年度北区対話集会概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>区長マニフェストに、LED街路灯の整備目標が300基とありますが、要望が多い場合はどのような対応を考えていますか。</p>	<p>LED街路灯の整備目標を300基としていますが、すべてが新設ということではありません。現在設置されている街路灯のうち、蛍光灯又は水銀灯からLEDへの交換を含みます。300基のうち過半数については、耐用年数が迫っているものからのLEDへの交換になります。新設については、基本的には要望があったものから、順次対応させていただいております。同時期に各地区から多くの要望をいただいた場合については、一括発注は難しいため、現地確認の上、緊急性の高いものから、対応させていただきます。補足をさせていただきますが、平成30・31年度にかけて、全市的に街路灯の一斉LED化計画を進めております。この計画においては、ESCO事業者を活用し、その費用を光熱費の削減分で賄うことを基本として実施する予定であると伺っています。</p> <p style="text-align: center;">【北区役所くらし応援室】</p>
2	<p>コミュニティバスは市民の生活の足として重要な役割を担っている。ガイドライン策定から時間が経過しており、区内の状況も変わってきていることから、運賃体系、運行頻度、ルート変更等やガイドラインそのものを見直しをしていただけるのか市としての見解を伺いたい。平成31年ころには、さいたま北部医療センターが宮原町1丁目に移転、開院予定と聞いており、彩の国東大宮メディカルセンター前までの幅員18mの計画市道が近々開通すると聞いている。この機会に新設の生活関連施設に対応したルートの検討をお願いしたい。また、運賃体系について、例えば高齢者の方の事故も後を断つことがなく、少しでも事故を無くすため、運転免許証を返納した高齢者に対し、無料でコミュニティバスを利用できる制度の導入なども検討していただきたい。</p>	<p>「コミュニティバス等導入ガイドライン」につきましては、人口密度の変化や既存路線バスの運行状況等、近年の社会情勢の変化による検討対象地域の条件の見直しや、これまでの運用実績を踏まえて、新規導入に向けた実証運行の実施要件のうち「需要調査による収支率算定の基準」の引き下げについて地域公共交通会議に諮ったうえ、平成29年11月に改定しました。</p> <p>しかし、さいたま市ではコミュニティバス等を路線バスが不十分な地域へ導入する補完交通と位置付けていることから、路線バスと競合しないよう運賃体系、運行頻度、ルート変更等につきましては従来どおりとなっております。</p> <p>なお、今年3月に地域公共交通のあり方を議論するための協議会が設置されましたので、今後のガイドラインの見直しの時期や内容等はその議論の推移も見据える必要があると考えております。</p> <p>次に北部医療センター移転に伴う対応につきましては、医療センターの移転先が現在の「北区役所停留所」に近接していること、「北部医療センター停留所」についても、医療センター跡地の利活用が決まっていないことから、推移を見守りながら、ガイドラインに基づき、停留所の移設等を検討してまいります。</p> <p>また、彩の国東大宮メディカルセンター南側の都市計画道路開通に対応したルートにつきましても、周辺道路を含め、土地区画整理事業の進捗状況を踏まえて検討してまいりたいと思います。</p> <p>最後に免許返納者への移動支援につきましては、関係部局と協議し、対策を検討してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【都市局都市計画部交通政策課】</p>
3	<p>コミュニティバスの利用対象者の分析はされていますか。例えば、免許返納者、高齢者、医療を受ける必要がない者、要支援者であるとか。分析して検討課題としているのか説明していただきたい。また、利用目的や経由地などの要件が明確にあるのであれば教えていただきたい。</p>	<p>北区のコミュニティバスは、平成17年から運行しております。現在のガイドラインは平成23年3月に策定されており、北区のコミュニティバスは現在のガイドラインの前に導入されているものになります。ご質問の利用対象者については、特に高齢者の方や移動が不自由な方が対象ではなく、すべての市民の方に利用していただくことを想定しています。また、利用目的ですが、ガイドライン導入後は、交通空白地区の方が移動の手段とするための路線としております。ただし、北区のコミュニティバスはガイドライン策定前に導入されていますので、区制が施行された中で、区内の主要な施設を回るようなルートとなった経緯があります。</p> <p style="text-align: center;">【都市局都市計画部交通政策課】</p>
4	<p>利用目的の基準、算定基準は何になるのかを教えてください。どういう方が利用するのかという基準がなかったら、利用されている、されていないという判断をどのようにしているのですか。</p>	<p>利用されている、されていないという判断ですが、収支率でとらえています。収支率というのは、運行経費、ガソリン代、人件費等コミュニティバスに係る運行経費、それに対し利用される方の運賃の割合です。</p> <p style="text-align: center;">【都市局都市計画部交通政策課】</p>

平成30年度 北区区政懇談会 議事録

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
5	新しく北部医療センターが北区役所の隣にオープンした際には、現在の北部医療センターのバス停は不要になると思っていましたが、先日北部医療センターを訪れた際に「ここにコミュニティバスが来ているから、病院が移転しても大丈夫ですよ。」とおっしゃった患者さんがいました。そういう方もいるので、ルート変更については慎重に検討していただきたいと思えます。	ルート変更をするにあたっては、地域の方のご意見を伺いながら、慎重に進めていきたいと思っております。 【都市局都市計画部交通政策課】
6	収支率は配布された資料に記載されていますか。	資料には記載されていませんが、北区のコミュニティバスの収支率は約37%です。 【都市局都市計画部交通政策課】
7	それは向上しているのですか。横ばいですか。	収支率は上昇傾向にあります。もっとも収支率が高いのは岩槻区で約41%なのですが、北区は現在6路線あるコミュニティバスのうち、3番目になります。 【都市局都市計画部交通政策課】
8	北区内交番の機能強化、自動車警ら隊の重点配備等北区内の治安維持の強化を前提として、平成29年11月27日に大宮警察署が大宮区の北袋町に移転した。しかしながら、事故や犯罪が発生した場合には迅速な対応が望まれるが、多数の警察官の出動は近隣の警察署に頼らざるを得ない。旧中山道や産業道路等、主要な道路において渋滞の激しい道路事情があり、近隣の警察署から現場到着までに時間を要することが想定される。これらことから、(仮称)大宮北警察署の早期設置をいち早く進めていただきたい。なお、(仮称)大宮北警察署の設置については北区自治会連合会として、平成28年8月30日及び平成29年7月28日に、埼玉県知事、埼玉県警察本部長、さいたま市長宛てに要望書を提出しているが、その後市としてどのような対応をしてきたのか教えていただきたい。	(仮称)大宮北警察署の設置につきましては、昨年、一昨年と皆様からいただいた御要望を受け、埼玉県警察に検討いただくよう依頼しているところですが、現時点では、警察署の新設は難しいと伺っております。 大宮警察署の移転に伴う取組といたしましては、埼玉県警察において、御指摘のとおり、隣接警察署や自動車警ら隊等の関係所属との連携の強化や北区内交番の活動体制の強化など北区内における治安確保に向けた取組を推進していただいております。 本市といたしましても、引き続き皆様からの御要望を埼玉県警察に検討いただくよう依頼するとともに、北区にお住まいの皆様が安心して安全に暮らせるよう埼玉県警察と協議・連携し、防犯対策に取り組んでまいります。 【市民局市民生活部市民生活安全課】
9	昨年と一昨年、要望書を提出したとありましたが、今年度も同様に埼玉県知事、埼玉県警察本部長、さいたま市長宛てに近々8月までに要望書を提出したいと思えます。	《参考意見として聴取》 【市民局市民生活部市民生活安全課】
10	新設は難しいとのことですが、土地の問題なののでしょうか。それとも金銭的な問題なののでしょうか。土地が確保できれば可能であるということなののでしょうか。	警察署については埼玉県が設置主体となっており、埼玉県が検討を進めております。現状では北区と大宮区の管轄が大宮警察署という取り扱いになっているため、管轄を変更するという考えがあれば、新設ということもあるのかもしれませんが、しかし、大宮警察署が1か所あれば足りているという判断をしていることから、ただちに北区内に警察署を設置することは難しいというように聞いております。 【市民局市民生活部市民生活安全課】
11	北警察署でなくても、大宮第二警察署でもいいのです。北区ということにはこだわっていません。	警察官の数がそれほど増えてない状況にありますので、新たに警察署を設置することになりますと、他の警察署の警察官の数が減ってしまう等、土地の問題だけではなく、人員的な問題もあるというように聞いております。 【市民局市民生活部市民生活安全課】
12	西・大宮・見沼区には警察署があります。北区には警察学校がありますが、北区にも警察署の設置が必要だということを行政からも要望していただかないと、本件について実現しないと思えます。今後も自治会連合会としては要望していきたいと思えますので、よろしく願います。	《参考意見として聴取》 【市民局市民生活部市民生活安全課】

平成30年度 北区区政懇談会 議事録

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
13	<p>ごみ収集所の問題については、住宅密集地では新設が非常に困難であったり、マナーの問題や管理方法についてなど、自治会だけでの対応では限界点に来ていると感じている。ついては、市としてごみ収集所の様々な問題をどのように解決していくつもりか見解を伺いたい。また、新設の問題の解決策として、カラス除けネットでは対応に限界があることから、10軒単位の移動型ごみ収集所の導入を検討しているが、1個につき2万円程度かかるものもあり、既存の衛生協力助成金では賄えるものではありません。補助金の引き上げについても検討をしていただきたい。</p>	<p>【ごみ収集所に関する回答】 日頃より、本市の廃棄物行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。ごみ収集所の問題について市として様々な相談をお受けしている中でも、特に、家庭ごみ収集所の設置場所につきましては、市が関与することが難しく、いずれも収集所を利用されている住民の方々で対応していただいているところです。 管理方法につきましては、他地域の事例として、地域の方々で話し合っただけで、持ち回り制で収集所を移動しながらご利用されているところもございますが、地域の事情によってご相談内容も多様であるため、カラス除けごみネット対応等の問題も含め、個別にご相談いただきご対応して参ります。 収集所へのごみ出しマナー問題の改善につきましては、ごみ出しのマナーを守るように啓発する旨の看板を取り付ける方法で効果を出した事例もございます。また、自治会様で開催する集会や会合に職員が出向いてごみの分別の啓発（出前講座）を行っておりますので、ぜひそちらもご利用頂ければと存じます。廃棄物対策課にて、啓発看板の作成、配布及び出前講座のお申込み受付を行っておりますので、お手数ですが、ご連絡いただければ対応致します。いただきました収集所についての様々なご相談につきましては、各地区を担当する各清掃事務所及び廃棄物対策課にて個々に解決に向けて丁寧に応じてまいります。今後とも、本市の廃棄物行政にご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>【①環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p> <p>【衛生協力助成金に関する回答】 御案内のとおり、ごみ収集所の清潔保持を目的に自治会に対して必要な経費の一部を助成する衛生協力助成金制度を実施しております。 助成金の使い道につきましては、ごみ収集所を管理する自治会の運営判断に委ねておりますが、具体的には、清掃用具やカラス除けネットのほか、収集所の看板、広報紙の作成、会合を開くための経費などにご活用いただいております。 各自治会のニーズは様々ですが、この制度は収集所の清潔保持を目的とする単年度の一部補助という性格であることから、御希望の高額なものを購入する場合は、自治会費等からの補てん等によりご購入いただきますようお願いしているところです。 今後とも、自治会の皆様のご理解のもと、収集所の清潔保持等にご協力をお願いしたいと存じます。</p> <p>【②環境局資源循環推進部資源循環政策課】</p>
14	<p>昨年、外国籍の方など日本語が読めない方に対する注意書き作成について検討すると回答いただいたと思いますが、進捗状況について教えてください。ごみ収集所の設置場所変更について、市が関与することが難しいとのことですが、ごみ収集車が停車できる場所でないといけないなど制約がある中で、自治会に任せるといことについて、どう考えているのかお聞きしたい。また、衛生協力助成金についてですが、ごみ収集所は自治会未加入者も利用していますが、助成金で賄えない部分について自治会費から支出することになると自治会加入者から苦情が出る可能性がありますので、すべて助成金で賄えるような制度にすべきだと思います。そのほか、ごみ収集所がグリーンベルト付近に設置されている場所があり、ごみの収集日は小学生が車道によって通ることになるため、危険であるという話を聞いたので、危険箇所について点検していただくということを要望したいと思います。</p>	<p>外国籍の方など日本語が読めない方に対する注意書き作成についてですが、各家庭に配布されているごみの出し方マニュアルは、予算の範囲内で英語・中国語・韓国語・ポルトガル語で作成しています。掲示用の注意書きについては、自治会からご依頼いただいた場合に、ラミネート加工したものを個別に作成し、直接お届けや郵送、又は区役所に受け取りに来ていただくなどの対応をしております。ごみ収集所の設置場所変更についてですが、収集可能な場所かどうか管轄の清掃事務所の職員が立ち会います。危険箇所や交差点付近等交通の激しい場所である場合は、別の場所を検討してもらうよう指示するなど、個々に丁寧な対応をさせていただいております。グリーンベルト上にあるごみ収集所については、廃棄物対策課にご連絡をいただければ、「子どもを守るためにごみをできるだけ壁側に置いてください。」という内容の掲示物を作成し、掲示していただくといった対応を取りたいと思います。 昨年度の衛生協力助成金実績は、1戸あたり180円という基準で、822の自治会に概ね6,500万円を助成させていただきました。全額助成ではないにも関わらず、ごみ収集所を清潔に保っていただき、ありがたく思っております。今後とも現在の制度を維持していくため、予算を確保してまいります。</p> <p>【①環境局資源循環推進部廃棄物対策課 ②環境局資源循環推進部資源循環政策課】</p>

平成30年度 北区区政懇談会 議事録

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
15	<p>収集曜日ではない日にごみを出した場合に、警告のシールが貼られて回収されないようだが、その後の回収はどのようになっているか教えてください。</p>	<p>収集曜日ではない日にごみが出されている場合には、ごみを出された方にルールを守るよう呼び掛けるシールを貼り、できるだけ持ち帰ってもらうといった運用としています。ただし、ごみが出されてそのまま放置されている場合、2週間後には収集させていただいております。</p> <p>【①環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>
16	<p>多言語対応したごみの出し方マニュアルを配布しているとのことですが、外国籍の方が増加している現状がある中で、対象となる全戸に配布していますか。また、シールを貼って注意を促すとのことですが、ごみを出した方が日本語の読めない方だったり、通勤途中で本来捨てる場所ではない収集所に捨てていたりする場合の対応はどのように考えていますか。</p>	<p>日本語版の家庭ごみの出し方マニュアルについては、毎年市報4月号と一緒に全世帯に配布させていただいております。また、外国籍の方に対しては、多言語対応の家庭ごみの出し方マニュアルを転入の届け出の際にお渡ししております。したがって、日本語が読めない方の場合、転入の届け出窓口である区民課に確認を促すよう働きかけをさせていただきたいと思っております。</p> <p>【①環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>
17	<p>ごみ収集所の設置について、臭いや見栄えの問題があり、住民の理解・協力が得られません。最近はミニ開発が行われることが多いと感じていますが、市のごみ収集所の設置義務や基準について教えていただきたい。また、基準があるのであれば、厳しくする考えはあるのか伺いたい。</p>	<p>開発許可が必要なアパート等の共同住宅であれば、要綱等に沿ってごみ収集所を設けるよう、管轄の清掃事務所と協議しております。また、戸建て住宅の場合は、5戸以上はごみ収集所の申請が可能ということになっていますので、開発業者に可能な限り新設するように指導しています。</p> <p>【①環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>
18	<p>衛生協力助成金について、一戸あたり180円という基準があるとのことでしたが、積算根拠はありますか。また、正確な分別が本当に必要なのかどうか考えをお聞きしたい。</p>	<p>ごみの分別についてですが、皆様のご協力によりたいへん細かく分別していただいております。直接各環境センターに搬入されたもの以外のごみは、資源ごみ等リサイクル可能なごみは、各収集業者に運ばれ、再利用されております。（前段の質問については、時間の都合で未回答）</p> <p>【①環境局資源循環推進部廃棄物対策課 ②環境局資源循環推進部資源循環政策課】</p>
19	<p>衛生協力助成金について、自治会が管理しているごみ収集所を自治会未加入の方も利用している現状がある中で、助成金の積算根拠が単価180円×自治会加入世帯数というのは問題があるのではないかと市自治会連合会で議論を進めているところですが、積算根拠について、自治会加入世帯数ではなく、すべての世帯数とするべきであると。また、戸建て住宅の場合、5戸以下の2～3戸で開発された場合は、ごみ収集所を設置しないということとなってしまうため、今後市自治会連合会と埼玉県宅地建物取引業協会の会議の中で、問題提起をしていきたいと思っております。</p>	<p>《参考意見として聴取》</p> <p>【①環境局資源循環推進部廃棄物対策課 ②環境局資源循環推進部資源循環政策課】</p>

平成30年度 北区区政懇談会 議事録

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
20	<p>近年自治会では、会員数の減少及び加入率の低下に苦慮している。自治会は地域社会を維持していくうえで欠くことのできない組織だが、年々その意識が薄れていると感じる。特に小・中学生のいる家庭、高齢者や障害者の方がいる家庭において、自治会の存在意義と必要性を認識させる必要があると考えている。次のとおり対策案を提示したので、見解を伺いたい。</p> <p>1、小学校における「地域の暮らし、地域と学校」（学習指導要領）で自治会活動を教育する。</p> <p>2、自治会加入促進ちらしで「自治会に加入しましょう」を「さいたま市では市の条例により自治会加入を勧めています。」という表現に変更する。また、市報や区報に、常時自治会加入促進について掲載する。</p>	<p>まず、1点目のご提案についてでございますが、こちらは、教育委員会 学校教育部 指導1課が所管でございます。各小学校では、学習指導要領に基づき各校の実態に応じた教育課程を編成し、教育活動に当たっています。</p> <p>「地域の暮らし、地域と学校」に関わる学習内容としては、第4学年の消防や警察の働きの中で取り上げられる、地域の取組としての「消防団」や「町内会・自治会」が考えられます。</p> <p>この單元においては、県及び市が進める対策に加えて、地域等が協力して災害及び事故の防止に備えることが大切であることを学習しますが、自治会活動そのものを紹介することはねらいとしておりません。</p> <p>次に、2点目に御提案いただいた自治会加入促進リーフレットの中の『自治会に加入しましょう』という記載を『さいたま市では市の条例により自治会加入を勧めています。』という表現に変更することについてお答えします。現在も、リーフレットの中には、『本市では、「さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例」に基づき、さいたま市自治会連合会と連携して自治会への加入促進を行っています。』と記載しており、同様の趣旨の記載は行っているところです。引き続き、より効果的な自治会加入への呼びかけについて、さいたま市自治会連合会とも連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。中面に記載しているものを、表面に移すなども検討してまいりたいと思います。また、市報や区報に常時自治会加入促進について、掲載したらどうかという御提案についてですが、市報は、コミュニティ推進課で広報課へ掲載を依頼し、年1回掲載しています。</p> <p>【①市民局市民生活部コミュニティ推進課 ②教育委員会事務局学校教育部指導1課 ③北区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
21	<p>盆栽町にある宇都宮線盆栽踏切は小学校の通路となり、また、高崎線の東大成町2丁目にある宮原1丁目踏切及び東大成1丁目の工場裏踏切については交通量が多く、鉄道車両の往来頻度が高いため、待ち時間も長くなり慌てて渡る人が多く危険である。また、踏切が開いた際に、人、自動車、自転車が同時に往来するため、渋滞を招いている状況がある。踏切事故の未然防止のため、踏切の幅員拡張をしていただき、人が安心して渡れるよう歩行者専用の通路を設置していただきたい。</p>	<p>さいたま市内には52箇所の踏切があり、そのうち16箇所の踏切については踏切道改良促進法により、対策の必要な踏切として、国から指定を受けているところがございます。</p> <p>本市では法指定踏切を優先的に整備しており、盆栽町にある宇都宮線盆栽踏切につきましては、現在、鉄道事業者と拡幅に向けた協議を進めさせていただいております。</p> <p>東大成町1丁目にある東北本線工場裏踏切につきましては、工場裏踏切と交差する市道10052号線において立体交差とする計画を進めておりますが、事業進捗が図れない状況が続いております。このため、踏切通行の安全性を向上させるといった短期的な対策が必要になることから、今後、鉄道事業者との協議を行い、安全対策を検討してまいります。</p> <p>なお、東大成町2丁目にある高崎線宮原1丁目踏切につきましては、法指定を受けていないため、現在対策の予定はございませんが、法指定踏切の対策の進捗状況を見ながら検討してまいります。</p> <p>踏切の対策につきましては、鉄道事業者へ委託し対策を行うことから、年間に対策できる箇所数が限られているため、法指定を受けた踏切の対策を優先に進めてまいります。</p> <p>【建設局土木部道路環境課】</p>
22	<p>東大成町1丁目にある東北本線工場裏踏切についてですが、地元のアナケート調査結果では、立体交差ではなくてよいという意見が多いということを知っておりますので、ぜひその辺も加味していただくようお願いしたいと思います。</p>	<p>市の計画は立体交差ということになっておりますが、地元の方々のアナケート調査結果も把握しておりますので、それを踏まえた上で、鉄道事業者と協議・検討して進めてまいりたいと思います。</p> <p>【建設局土木部道路環境課】</p>

平成30年度 北区区政懇談会 議事録

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
23	<p>産業道路は、年々交通量が増加し、近頃は車の渋滞が顕著となっている。歩道について一部整備が進んでいるが、事業所や住宅の出入り口付近等においてアップダウンしている箇所があり、特に車いすの方が通行する際は車いすが傾き、非常に危険な状況にあるため、未整備部分について早急に整備していただきたい。また、今後の計画等がどのようになっているのか、平成30年度の整備区間はどこになるのかお伺いしたい。ほか、旧中山道についても同様の箇所があるため、併せて整備をお願いしたい。</p>	<p>産業道路の歩道整備につきましては、本郷町自治会、土呂町自治会からの要望を受けまして、平成25年度より、水路の暗渠化、波打ち段差解消の整備を実施しております。</p> <p>整備の進捗状況としましては、平成29年度までに本郷町地内の宮原駅（東）交差点から南側へ約250メートルの区間、土呂町地内にてJR宇都宮線と交差する神明跨線橋の北側から本郷町方面へ約200メートルの区間での整備が完了しております。</p> <p>また、このほか平成29年度に本郷町地内において、本郷町歩道橋から南側約180メートルの区間の整備に着手しております。</p> <p>平成30年度は、土呂町地内において、盆栽美術館付近の約160メートルの区間での整備を予定しており、引き続き、安心安全な道路整備に努めてまいります。</p> <p>次に、都市計画道路中山道につきましては、平成30年度、宮原工区において、用地取得を実施する予定でございます。</p> <p>大栄橋交差点から裏参道通り交差点までの歩道のない区間については、「さいたま市道路整備計画（第2期）（平成26～30年度）」に位置づけ、歩道整備事業に着手しております。</p> <p>その他、大宮警察署入口交差点から宮原工区までの区間については、都市計画道路の現況調査として測量業務を実施しており、現在事業中の上記区間の進捗状況を踏まえ、検討してまいります。</p> <p>【建設局土木部道路環境課】</p>
24	<p>車道を手押し車を押して通行しているお年寄りがいたので、危ないと注意をしたら、歩道より車道は平らで、つまづかないからいいと言われてあります。これからさらに高齢化が進んでいくと思いますので、早急に対応をお願いします。</p>	<p>歩道の整備を早く進めてほしいというご意見は、北区だけではなく市内各箇所から伺っています。今後とも少しでも広域で整備が進むよう予算確保に努めてまいります。</p> <p>【建設局土木部道路環境課】</p>